

# ソクラティックメソッド支援システム

吉野 一

明治学院大学法学部

E-mail:yoshino@law.meijigakuin.ac.jp

## 1. はじめに

法科大学院での、またそれを前提としたこれからの法学部での、法学教育の中心をなす方法は、米国のロースクールで行われている(一)プロブレムメソッドおよびケースメソッドの融合利用と、(二)講義、ソクラティックメソッドおよびディスカッションを融合利用であると思われる。前者は教育の素材の観点からの区別であり、後者は教室での授業の進め方の観点からの区別である<sup>1</sup>。これらの方法を用いて、いかにして学生の創造的法的思考能力を育成していくかが問題である。

これらの方法をより有効に行っていくために、IT(情報技術)を活用することが考えられる。われわれは、法創造教育を実現するためにITの活用法をさまざまな側面において検討し、開発しようとしている。ここでは、ソクラティックメソッドを支援するためにITを活用する試みについて、その現段階での研究成果について報告する。

## 2. ソクラティックメソッドと法創造教育

ソクラティックメソッドは、問答形式で授業を進める教育方法である。教室では、学生が前もって必要教材(判例集等)をすべて読んでいてという前提の上に授業を行う。教授が学生に質問し、学生がこれに答え、その答

えに対応して教授がさらに問うという形の問答形式で教育する方法である。これは、すべての学生はいつ指名されるか分からないという緊張感のもとで授業を受けるし、学生は自分自身が指名されてなくても、他の学生の答弁を聞き、自分のもとしていくことができるので、多数の学生に対して法的思考方法を教育する場合に有効な方法である。わが国の一部ではソクラティックメソッドは少人数学生を対象とする方法と理解されているが、米国では、ソクラティックメソッドはむしろ多人数のクラスのための教育方法である<sup>2</sup>。

ソクラティックメソッドは、制定法(の解釈)を中心とするわが国の法科大学院の教育ではうまく使うことができないのではないかと、という批判もある。はたしてそうであろうか。確かに、それはコモンローのケースメソッドを中心とする教育には非常にうまく適合する。

Collins & Stevens によると、ソクラティックメソッドを用いて行われる教育の目標は、ルールまたは理論を教育することおよび新しいルールまたは理論を開発する(創造)することにある<sup>3</sup>。ケースメソッドにおいては、学生に諸

<sup>2</sup>少人数の学生からなるゼミナールにおいては、ディスカッションメソッドが採用される。教授は、学生同士の自由なディスカッションを導きながら教育をしていくのである。

<sup>3</sup>Allan Collins and Albert L. Stevens, Goals and Strategies of Inquiry Teachers, in Robert Glaser (ed.) *Advances in Instructional Psychology*, Vol.2, Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum Associates, pp.65-119 (1982). Collins & Albertによれば、この目標を達成するために、一定の戦略に従って、質問が構成されることになる。さらに限られた時間内に目標を

<sup>1</sup> 吉野一「法科大学院の教育方法 - 創造的法律家の育成に向けて」『自由と正義』52巻5号、69頁 - 71頁

ケースからルールあるいは理論を学ばせる。その際、ソクラティックメソッドを用いて、個別ルールを内含する諸ケース間の類似性や差異を気づかせ、ある事件についてある結論を正当化するためにはいかなるケースを援用すればよいか、それを反駁するためにケースの限界に基づき事件のどの要素を強調すればよいかを学ばせる。また諸ケースを比較分析していくことによって、諸ケース間に妥当する法原則(ルール)を発見させる。これらの過程を通じて、ソクラティックメソッドによって、教師は学生に「既知のルールまたは理論」の学習と「新しいルールまたは理論」の学習をさせるのである。

制定法においてソクラティックメソッドが有効に利用できないということはない。制定法の適用に関しても、具体的事例問題を解き考えさせるというプロブレムメソッドを遂行していく際に、その事例を解決するために適用可能な制定法の条文を探させ、選ばれた候補条文の具体的な意味を考えさせ、それを補足するために判例や学説を探索させ、さらにその意義を考えさせる過程で、ソクラティックメソッドを有効に利用することができると思われる<sup>4</sup>。学生に上述の「既知のルールや理論」を学ばせる方法としてそれは有効に機能しうる。

それでは、ソクラティックメソッドは法創造教育にいかに関与するのであろうか。あるいは、ソクラティックメソッドをいかに利用すれば法創造教育が実現されるのであろうか。これを明らかにするためには、ソクラティックメソッドが学生の創造的思考を促進させるためにいかなる点で役立つのか、ソクラティックメソッドの創造的

思考促進の要素を検討する必要がある。

まず、ソクラティックメソッドは、教師が学生一人一人に考えさせる、という点で、学生自らの思考を促す効果がある。これは教師の学生に対する一方通行的な講義では得にくい効果である。自分で考え行くということ、あるいはそのような習慣を身につけることが、創造的思考をする前提として必要である。この意味でソクラティックメソッドは法創造教育に適した教育方法であると言える。しかし、常に自分自身で考えさせるということは、法創造教育の必要条件ではあるが、十分条件ではない。

ソクラティックメソッドが、法学教育として効果を上げるためには、教師がどのような質問を学生に投げかけていくか、ということが決定的に重要である。とりわけ、学生の思考を創造的思考へと導くためには、どのような質問を投げればよいか、が問題である。

ソクラティックメソッドにおいていかなる質問を用意すべきか、これは法学教育の目標(ゴール)に依存する。ソクラティックメソッドの教育目標としては、上述のように、「既知の法ルールや法理論」を学ぶことと、「新しい法ルールや法理論」を開発することがある。現実に行われている法運用の実際を知っているか、知ろうとすれば正確に把握できる能力は法律家の必須の要件である。したがって、第1の目標は法学教育で重要な位置を占める。しかし、これだけでは十分ではないのであって、第2の「新しい法ルールや法理論」を見つけ出す、あるいは作り出す能力を開発する必要がある。法学教育はこの二つの目標を追求しなければならない。

これらの目標を実現するためには、戦略に基づき質問を構成しなければならない。第一の

---

実現するために質問の時間的配分を制御することになる。(ibid.)

<sup>4</sup> ソクラティックメソッドだけでなく、それを基本としつつも、最初に法分野や問題領域の概観を与えるために講義をしたり、最後をまとめるために講義をするなど、ソクラティックメソッドを講義と有機的に結合することが効果的であろう。

目標を実現するための戦略も重要であるが<sup>5</sup>、ここでは、法創造教育の視点から、第2の「新しい法ルール」を発見あるいは創造する側面について、検討する。

ここで、法創造教育の前提として、法創造とは何かについて述べる。法創造とは法文の創設である。すなわち、既存の前提から演繹できない法文を新たに定立することである。法文の創設は、妥当な法的問題解決のために行われる。法文の創設は、法的正当化の枠組みが成り立つ方向で行われる。創設される法文は「正しい」法文であることが要請される。法文の正しさは次の観点から決まる。

- 1 具体的に妥当な解決を正当化するのに役立つ。
- 2 他の(多くの)事例に適用しても妥当な解決を導き出すことができる。
- 3 その法文から導き出されるのものが「正しくない」ものとして反証されることがない。「妥当な」問題解決は、反証されることがもっとも少ないもの、および受け入れられることが最も多いもののなかから選ばれる。

法創造の典型的な場合は、新しい社会状況に対応して新しい法典を編纂したり、既存の法典を修正あるいは追加条項を作成したりする場合に行われる。法創造は、法の適用においても、法ルールの意味を具体化する法解釈過程において、適用法条が存在せず類推適用を行う場合、個別判決ルールから体系化によって法原則ルールを抽出する場合などにおいて行われる。

筆者の見解によれば、法創造推論は反証推

論である<sup>6</sup>。反証推論の基本構造は *Modus Tollens* である。それは次のような式型で表される。

$$\{(A \quad B) \ \& \ \neg B\} \quad \neg A$$

ここで、Aは仮説を、Bはそこから導き出される個別具体的命題を、 $\neg$ は否定を表す。

この式の意味はこうである。ある仮説ルールを定立する。そしてそこから個別具体命題を(論理的に)導き出し、それが支持されうるかどうかテストする。もしこの命題が正しくないと反証されると、そこから元の仮説ルールも正しくないと反証される。

この式型が含意するものは次の通り。

法ルールの正しさは、具体例で、論証することはできない。

法ルールは、具体例で、正しくないとすることは証明できる、すなわち、反証できる。

反証されない場合、一応支持される。

法的推論においてはテスト回数が多い方が望ましいし、反証回数が多い方が望ましい。

最後の の理由は、aルールとその適用結果の間の帰結関係( )に不確実性がある。b正しくないと判断は相対的である。c反証の機会に触れることが、言い換えれば反証可能性が多いということが重要である。その意味で論争の意義は高い。

<sup>6</sup> この見解は、K. Popperが『科学的発見の論理』で提言したことを、法的推論の理論に応用したものである。Cf.: Karl R. Popper, *The Logic of Scientific Discovery*, London 1959, 3ed. 1962, p. 30ff. 吉野一「正義と論理 正義推論における演繹的方法の役割」『正義 - 法哲学年報 1974年』(有斐閣)、1975年、38頁以下。同「法的決定に至る推論の論理構造」『慶応義塾創立125年記念論文集・慶応法学会法律学関係』、1983年、3頁以下。Hajime Yoshino, "Logische Structure der juristischen Entscheidung", Aarnio, Niiniluoto, Uusitalo(Hrsg.), Hajime Yoshino, "The Logical Structure of Argumentation in juridical Decisions", 『法学研究 法学部創立三十周年記念論文集(63 明治学院論叢 590号)』1997年3月、1-26頁。

<sup>5</sup> Collins & Albertは上述の論文でこの戦略について分析している(Allan Collins and Albert L. Stevens, *op. cit.*, p.77ff.)。また、本成果報告書で共同研究者鈴木宏昭氏はこの論文を詳細に紹介している。



に対する、教室の再質問を受け、答え、さらに再々質問を受けるという機会は少ない。一人の教師が、教室で一定の時間内に当てることのできる学生数は限られている。答えることのできる学生の数も限られている。この空間的、時間的、そして人的限界を克服するためにITを活用することができる。すなわち、コンピュータ・ネットワーク上でソクラティックメソッドをシミュレートするシステムを作成して、それを利用することができる。

上記の二つの目的のために、われわれは、ソクラティックメソッド支援システムの構築を行っている。

#### 4. ソクラティックメソッド支援システムの機能

ソクラティックメソッド支援システムは、まずシステムがソクラティックメソッドの問答をシミュレートする機能を持たねばならない。これを実現するために、システムは、事例問題を保有し、各事例に対する教師の質問を予め準備して保有していて、ユーザである学生に質問を発し、学生に回答させ、学生の回答に対応する質問をさらに発していく機能を必要とする。学生の回答は、キーボード(音声認識を用いる場合はマイク)から自然言語文で入力させる。システムが、学生の入力した文章の意味を判断して、それに対応する問を発することが理想であるが、現在のコンピュータの自然言語理解の能力からしてそれは難しい。そこで次のような方法をとる。すなわち、学生のいろいろな回答を想定して予め回答を用意しておいて、学生の回答に該当する回答あるいは最も近い回答を学生に選ばせ、その回答に対する予め用意した教師の質問をさらに発していくという形である。

もちろん想定し準備した回答集の中に学生の回答に該当するものがない場合もある。その場合、(a)学生の回答が全く間違っている場合と、(b)意味のある回答であるが教師が前もって想定できなかった場合とがある。何れの場合も、「該当する回答がありません」を選択することによって、(イ)その回答をシステムに蓄積し、後の問答集の改訂に際して利用できるようにする。また、(ロ)再度当該の回答選択画面に戻って、つぎのように学生に再考を促す。「(i)貴方の回答に近い回答がないかももう一度考えて下さい。近いものがある場合はそれを選択して下さい。(ii)考え直した結果、別の回答をしたい場合は回答入力画面に戻って再入力してください。(iii)いずれにせよ、選択するものがなく、教師に問い合わせたいと思う方はメールして下さい。」(iii)の場合は、教師または教師の助手が電子メールで対応することになる。なお、問答集の当該の問答箇所を示すデータが自動的に教師への質問状に付されると、教師の対応のために、また後の問答集の改訂のために便利である。システムの準備していなかった学生の回答が蓄積されるにつれて、システムはより賢くなっていく。

このような機能を持ったシステムを実現するためのシステムは、大別して、(1)事例・問答集データベースと(2)問答インターフェースから構成される。事例集は各事例の事例名、概要および詳細内容からなる。事例の表示は原則として文章により表示されるが、ビデオなどのマルチメディアを用いた事例表現も用意する。問答集は、各事例に関する問とそれに対する予想回答、さらにその予想回答に対する問からなる。問、回答間には、問 - 回答 - 問 - 回答…の木構造をもった体系的なリンクが張られる。問答のデータを効率的に管理する機能

も必要である。問答集は、当初は事例ごとに用意される。将来は、多数の事例と問答に共通する部分を抽出して形式化し、それを利用して各事例に対応した問答を生成するようなシステムも計画されうる。後者の問答インターフェースは、学生ユーザの利用の局面と教師ユーザの利用の局面があり、それに応じて機能の差がある。全体としての必要機能としては、問の表示機能、回答を入力する機能、入力回答の表示機能、入力回答の蓄積機能、回答候補の表示機能、回答選択機能、編集機能、通信機能がある。編集機能は、問答の内容を作成し改訂するために用いられる。原則として教師がこの機能を用いるが、学生自身が問答集を作成することも、例えば模擬裁判の準備などにおいて、法創造教育に役立つことと思われるので、状況に応じてこの機能を学生が使うことができる。

## 5. システムの実装と教育事例

われわれは、法創造教育の観点から、ソクラティックメソッド支援システムの構築を試みている。その第1段階は、教師と学生の問答のコミュニケーションと、問答の準備とをコンピュータ上で行うことができるシステムを作成することである。現在そのようなシステムのプロトタイプを開発中である<sup>7</sup>。そのシステムはLESS (Legal Education Support System)と名付けられている。

以下においては、実装されたシステムの実行

画面により、システムの有する機能を紹介したい。システムは、学生利用の側面と教師利用の側面がある。最初に学生が利用する局面を紹介し、その後教師の利用の局面を紹介する。

本年度は、明治学院大学法学部においてこのソクラティックメソッド支援システムとしてのLESSを用いた授業を行った。すなわち、法科大学院に向けての教育方法の実験授業科目として設けられた、オムニバス形式の授業科目「民事法総合演習」において私の担当した二コマの授業(各90分)のうち一コマを、このシステムを用いて行った。授業目的は、プロブレムメソッドとソクラティックメソッドを用いた民法の演習である。

プロブレム(事例問題)として、最高裁判例「バックホー事件」(最三判平 12・6・27 民集 54 巻5号 1737 頁)を参考にして、仮定問題「盗品トラクター返還請求事例」を作成し、この問題と、この問題を解く過程の問答を作成し、システムにインストールした<sup>8</sup>。

以下においては、機能紹介にあわせ実行画面を提示しながら、システムの機能紹介に加えて、問答がいかに遂行されていくかを示すことにする。

<sup>7</sup> このシステムは、明治学院大学の吉野一が概念および機能設計を、東工大の桜井成一郎がプログラム設計を、吉野研究室の那須晋がプログラムの実装を、そして同島田度および市川均が事例のコンテンツの実装を、それぞれ行った。LESSという名称は桜井による。Legal Education Support System、すなわち、「法学教育支援システム」という一般的名称を付与したのは、開発するシステムが、法学教育支援のための諸システムのプラットフォームとしても発展することを期待しているからである。

<sup>8</sup> 問答集の作成と実装に際しては、吉野研究室の研究員である島田度の協力を得た。

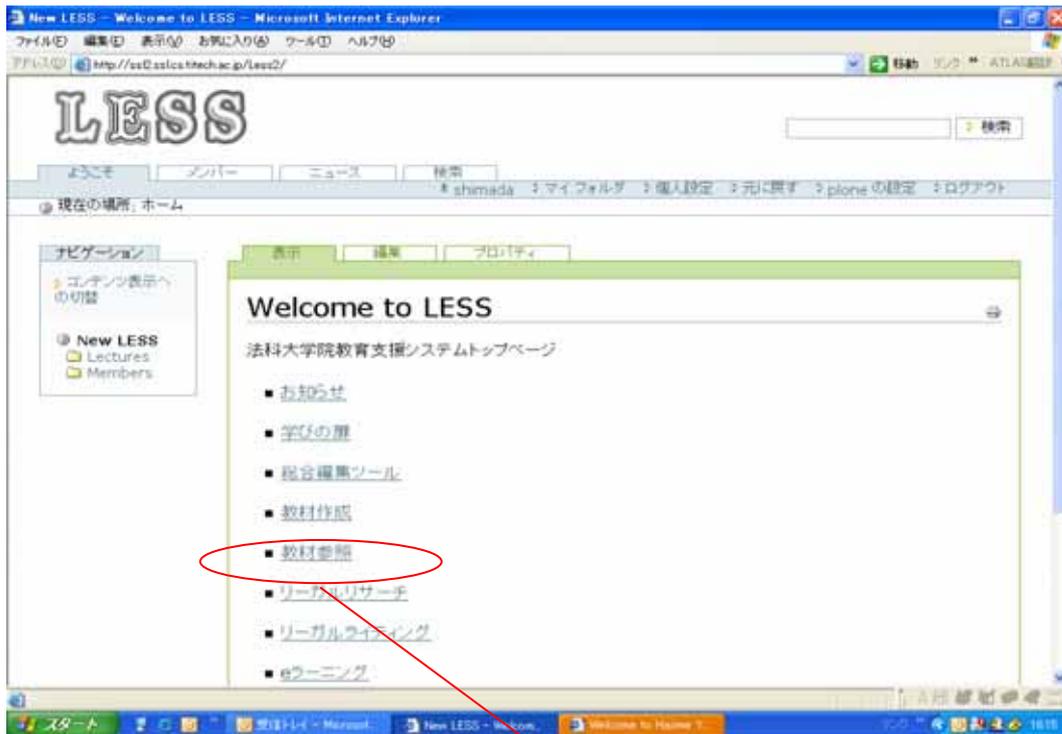
## < New Less の画面説明 >

### (1) 学生による利用

問答集を学生が利用するにあたっては、一つの設問について、  
設問に対する回答の入力  
その後に表示される選択肢についての回答

の選択

の二種類の回答を行うことになる。(システムに学生が入力した回答を判断させることはできないので、学生に自分の回答に一致するものを選びさせる。)

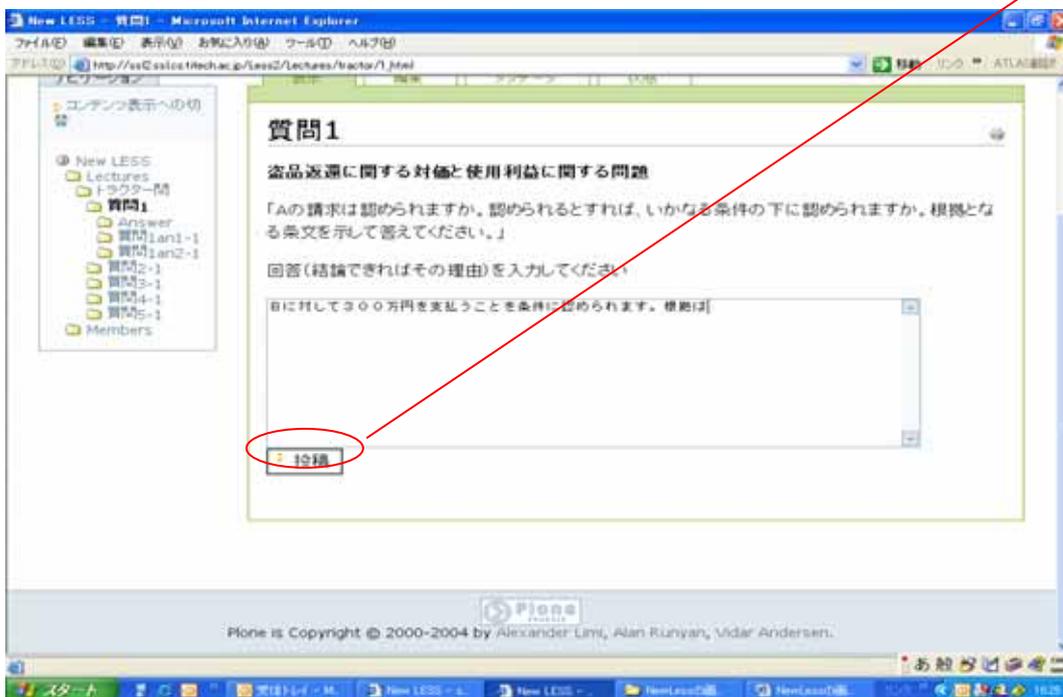


【画面1】ログイン後の最初の画面。ここで学生は、「教材参照」の項目をクリックする。

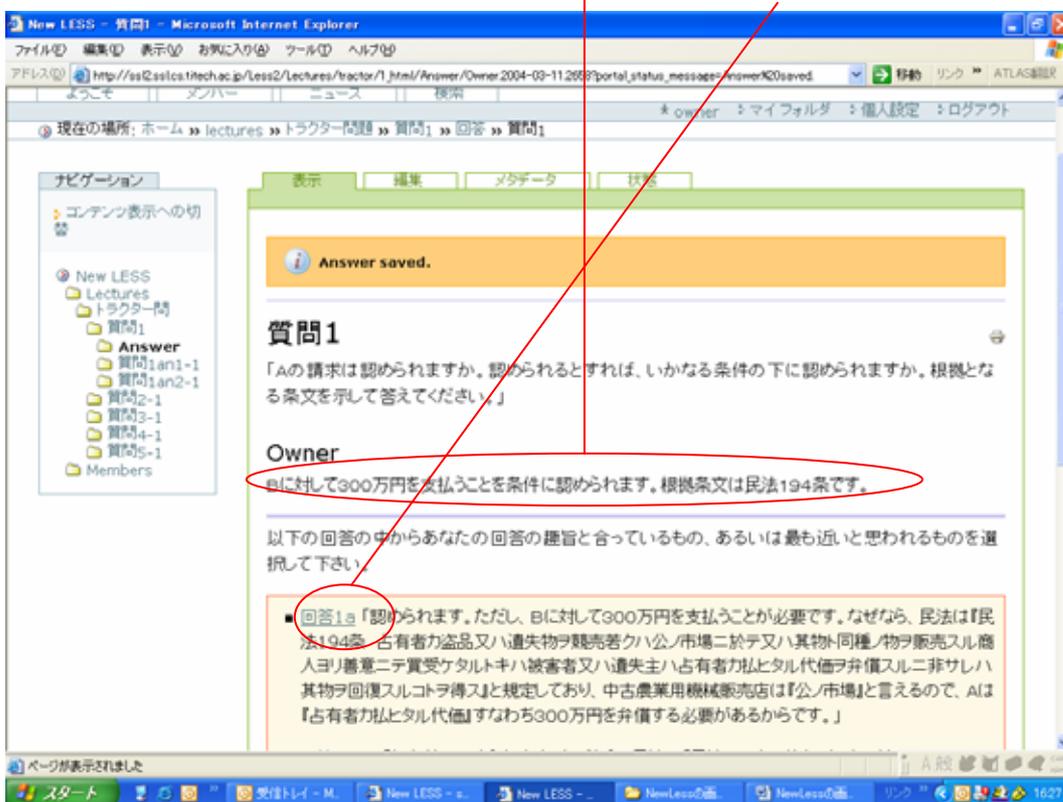
【画面2】問題が表示される。学生はここで回答すべき問題を選択し、クリックする。



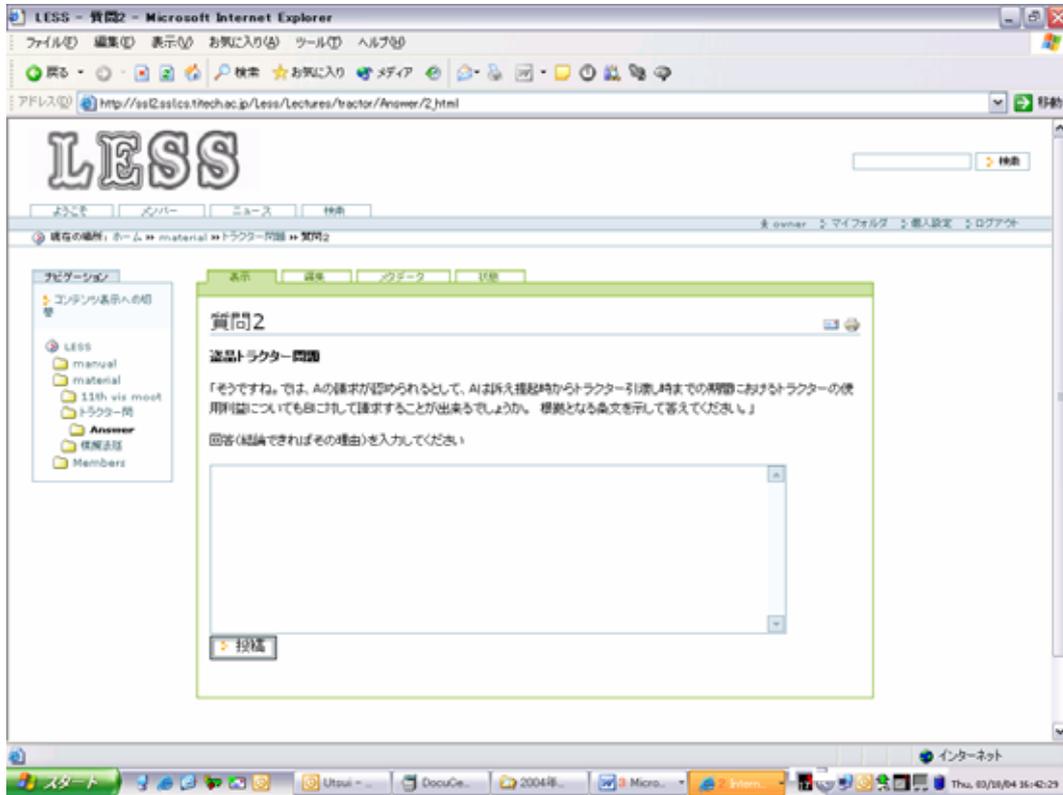
【画面3】回答を入力する画面が表示される。学生は、自分で考えた回答を文章にして打ち込み、投稿ボタンをクリックする。



【画面4】すると学生の回答が記録され、同時にシステムが用意していた選択肢が表示される。学生は、選択肢の中から自分の回答に近いものを探し、クリックする。



【画面5】 次の質問と回答の入力画面が表示される。学生は、再度自分で考えた回答を文章にして打ち込み、投稿する。



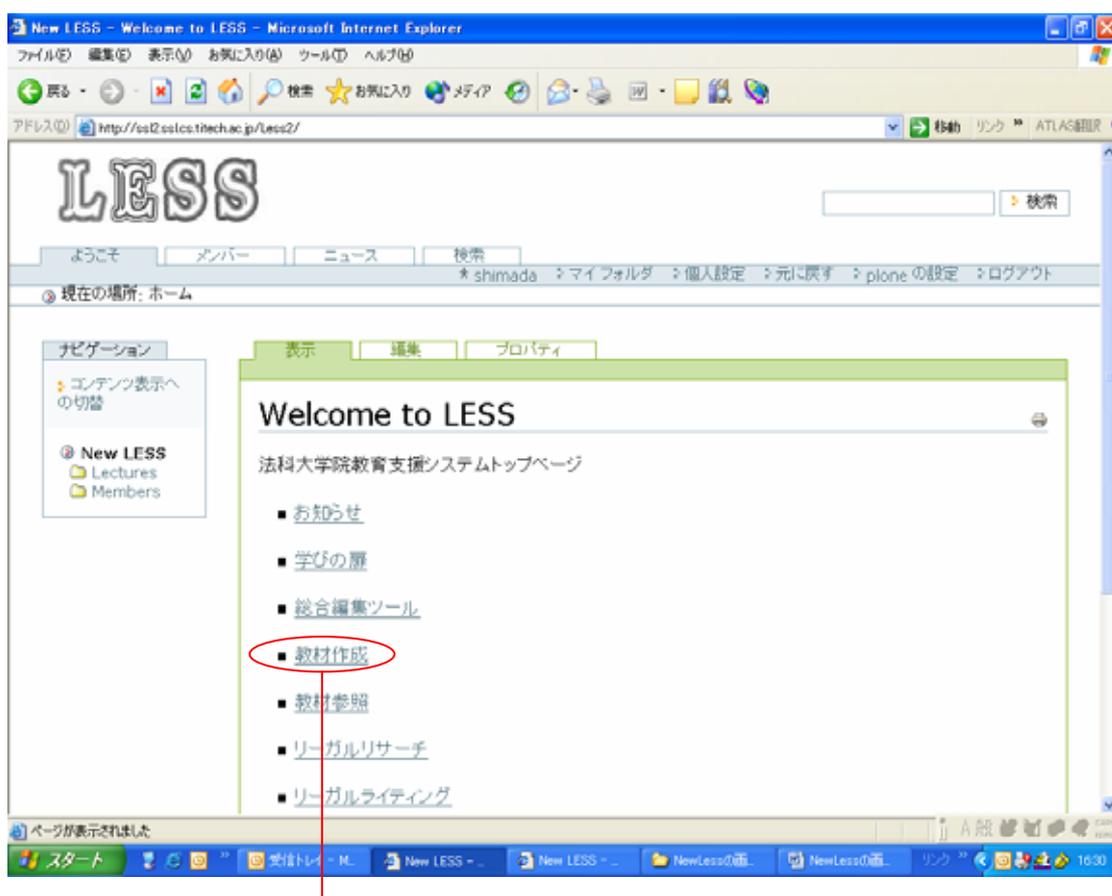
## (2) 教師による教材作成・編集

教師は、問答集を作成することにより、講義において想定される問答をあらかじめ準備しておくことが可能になる。

また、講義後において学生を問答集に取り組ませることで、講義の復習を効果的に行うこ

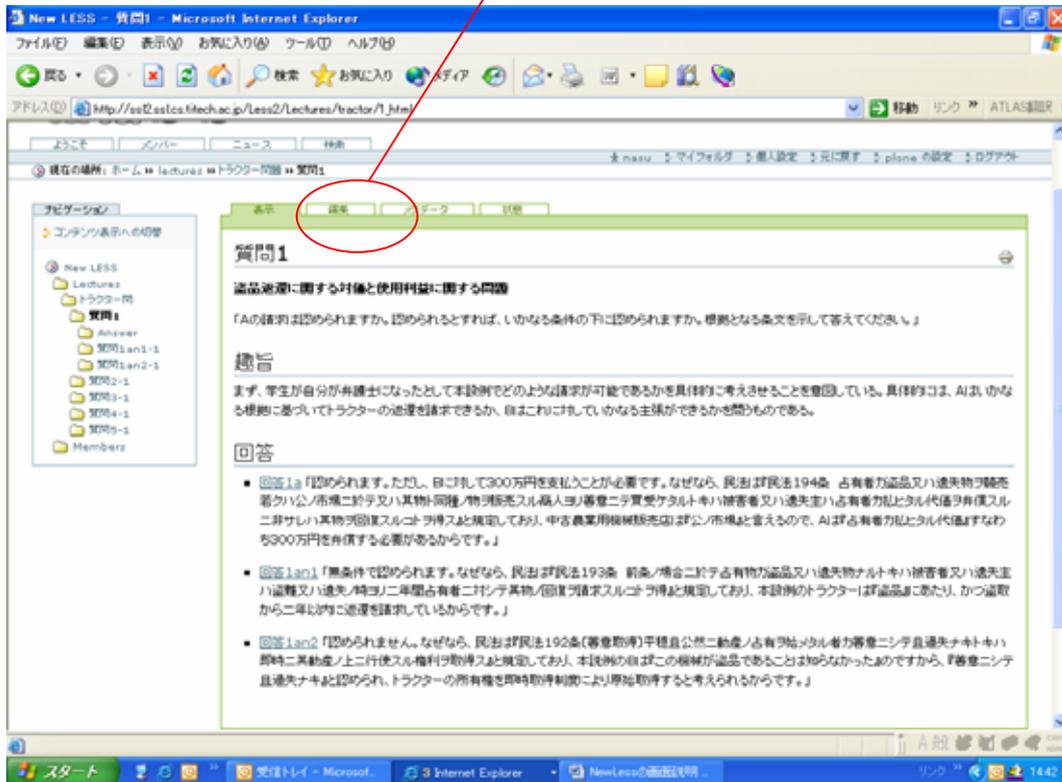
とが可能になる。

さらに、学生から寄せられた回答を元に教材を編集することで、常に教材をより優れたものへ発展させてゆくことも可能である。



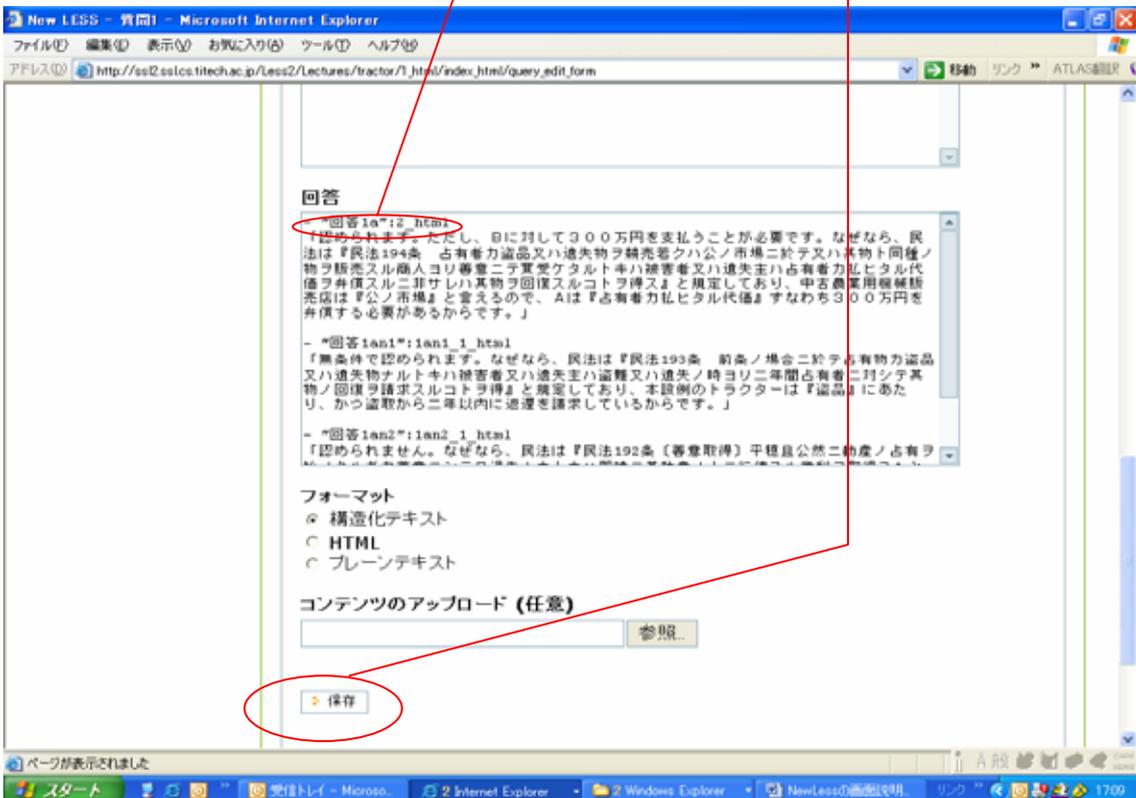
【画面6】最初の画面。ここで教師は、「教材作成」の項目をクリックする。

【画面7】この場合、回答入力画面が表示されることはなく、システムが用意している選択肢がすぐに表示される。教師は、編集ボタンを押して、問題と選択肢を編集する画面に入る。



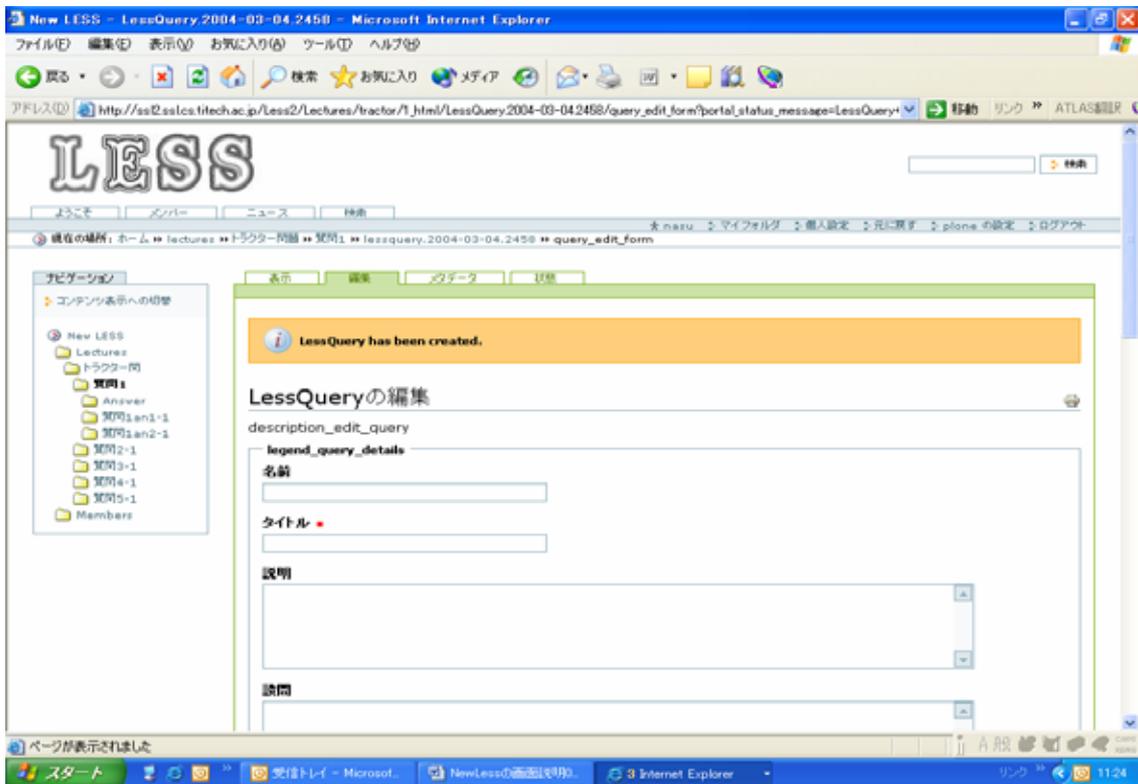
【画面8】編集画面

【画面9】選択肢を作る際には、リンク先のアドレスを張る。編集し終わったら「保存」ボタンを押す。



【画面10】編集後の問題が新たに表示される。

[画面11] 既存の問題を編集するのではなく、新たに問題を作成することも可能。



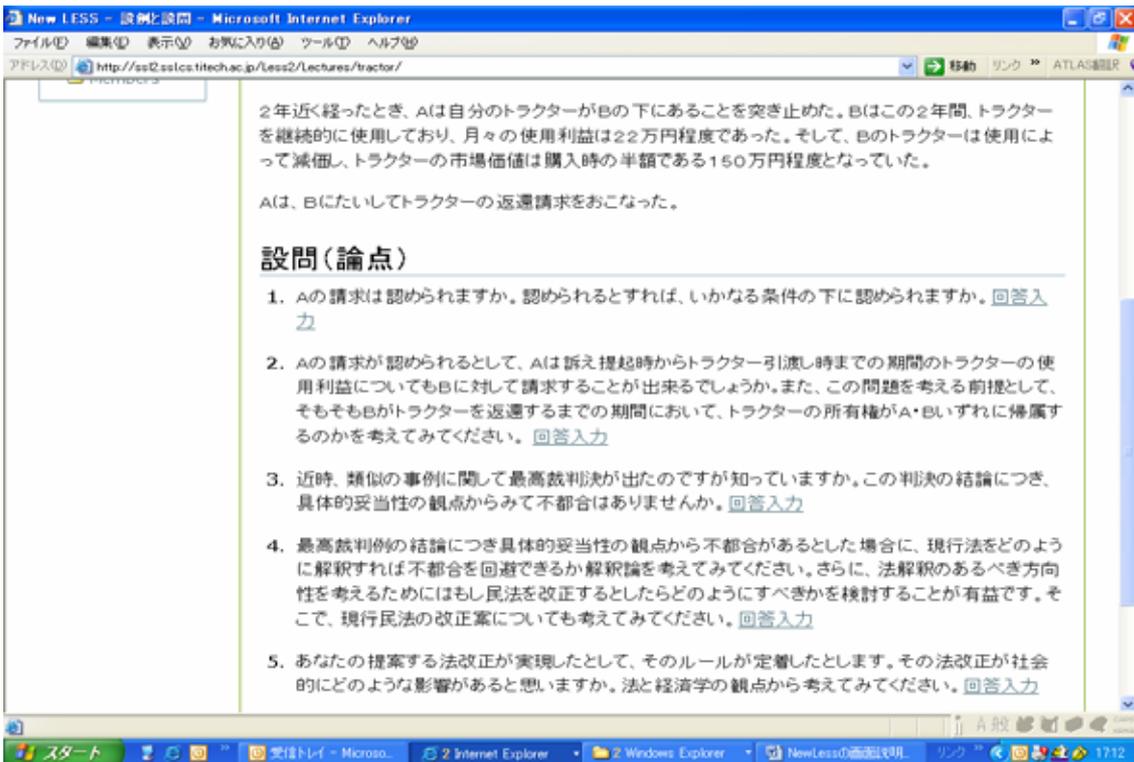
### (3) 法創造教育への利用

この問答集システムの利用により、法学の基礎を踏まえたうえでさらに学生の創造的思考をも刺激する教育方法が可能となる。

#### 1. 設問の段階的設定

設問は、教育の段階に応じて様々に設定することができる。以下は、その一例を示す。

【画面12】学生の学習の進度に応じた、5問の設問を用意している。



The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer window displaying a webpage from 'http://ss2.ssic.ac.jp/Less2/Lectures/tractor/'. The page content includes a case description and five numbered discussion questions (設問) with '回答入力' (Answer Input) buttons.

2年近く経ったとき、Aは自分のトラクターがBの下にあることを突き止めた。Bはこの2年間、トラクターを継続的に使用しており、月々の使用利益は22万円程度であった。そして、Bのトラクターは使用によって減価し、トラクターの市場価値は購入時の半額である150万円程度となっていた。

Aは、Bにたいしてトラクターの返還請求をおこなった。

#### 設問(論点)

1. Aの請求は認められますか。認められるとすれば、いかなる条件の下に認められますか。 [回答入力](#)
2. Aの請求が認められるとして、Aは訴え提起時からトラクター引渡し時までの期間のトラクターの使用利益についてもBに対して請求することが出来るでしょうか。また、この問題を考える前提として、そもそもBがトラクターを返還するまでの期間において、トラクターの所有権がA・Bいずれに帰属するのかを考えてみてください。 [回答入力](#)
3. 近時、類似の事例に関して最高裁判決が出たのですが知っていますか。この判決の結論につき、具体的妥当性の観点からみて不都合はありませんか。 [回答入力](#)
4. 最高裁判例の結論につき具体的妥当性の観点から不都合があるとした場合に、現行法をどのように解釈すれば不都合を回避できるか解釈論を考えてみてください。さらに、法解釈のあるべき方向性を考えるためにはもし民法を改正するとしたらどのようにすべきかを検討することが有益です。そこで、現行民法の改正案についても考えてみてください。 [回答入力](#)
5. あなたの提案する法改正が実現したとして、そのルールが定着したとします。その法改正が社会的にどのような影響があると思いますか。法と経済学の観点から考えてみてください。 [回答入力](#)

【画面13】(設問1)まず、簡単な事例を与えて適用法条を正確に発見できるかどうかを問う。

**質問1**  
盗品返還に関する対価と使用利益に関する問題

「Aの請求は認められますか。認められるとすれば、いかなる条件の下に認められますか。根拠となる条文を示して答えてください。」

**趣旨**

まず、学生が自分が弁護士になったとして本設例でどのような請求が可能であるかを具体的に考えさせることを意図している。具体的には、Aはいかなる根拠に基づいてトラクターの返還を請求できるか、Bはこれに対していかなる主張ができるかを問うものである。

**回答**

- **回答1a** 「認められます。ただし、Bに対して300万円を支払う必要があります。なぜなら、民法は『民法194条 占有者ノ盗品又ハ遺失物ヲ競売若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ノ同種ノ物ヲ販売スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ払ヒタル代価ヲ弁償スルニ非サレハ其物ヲ回復スルコトヲ得ス』と規定しており、中古農業用機械販売店は『公ノ市場』と言えるので、Aは『占有者カ払ヒタル代価』すなわち300万円を弁償する必要があるからです。」
- **回答1an1** 「無条件で認められます。なぜなら、民法は『民法193条 前条ノ場合ニ於テ占有物カ盗品又ハ遺失物ナルトキハ被害者又ハ遺失主ハ盗難又ハ遺失ノ時ヨリ二年間占有者ニ対シテ其物ノ回復ヲ請求スルコトヲ得』と規定しており、本設例のトラクターは『盗品』にあたり、かつ

**質問2-1**  
盗品トラクター問題

「そうですね。では、Aの請求が認められるとして、Aは訴え提起時からトラクター引渡し時までの期間におけるトラクターの使用利益についてもBに対して請求することが出来るでしょうか。根拠となる条文を示して答えてください。」

**趣旨**

AがBに対して使用利益の返還請求ができるかを考えさせることを意図している。そして、理論構成として、物の所有権が即時取得者に帰属していれば即時取得者が物の使用収益権を持つことはスムーズに説明ができることになる。そこで、物の所有権の帰属の問題は使用利益の返還請求権の有無にかかわってくることを学生に気づかせることを意図している。

**回答**

- **回答2-1a2** 「使用利益を請求することが出来ます。なぜなら占有者は、民法190条1項にいう「善意ノ占有者」に当たるため、果実の代価を償還する義務があると考えられるからです。」
- **回答2-1a** 「使用利益を請求することは出来ません。なぜなら、この点について定めた明文はありませんが、民法194条の趣旨から判断して、占有者には目的物の使用収益権限を認めるべきであるから、被害者に使用利益の請求までは認められないといえるからです。」
- **回答2-1an1** 「使用利益を請求することは出来ません。なぜなら、民法189条1項は善意の占有者に物の使用収益権限を認めているからです。」

【画面14】(設問2)次に、理論構成のやや難しい問題を問う。

【画面15】(設問3) 続いて、問題の素材となった判例についての知識があるか、又は判例を的確に検索・発見できるかどうかを問う。



【画面16】(設問4) さらに、応用問題として、現行法の規定では全ての事例において適切な結論が導かれるわけではないことを発見させる。そして、学生の創造的アイデアによる改正案を考案させる。

【画面17】学生が改正案を考案したら、反証推論によりその改正案の妥当性を検証させる。

The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer window with the address bar displaying <http://as2sics.titech.ac.jp/Less2/Lectures/tractor/4.html/4.1an1.1.html/4.1an1.1.1.html>. The page content includes a sidebar with a tree view of lesson topics, a main heading '質問4-1an1-1-1', a sub-heading '盗品トラクター返還請求事件', and a paragraph of text: '第194条『占有者か払とタル代価』との文言を、『占有者か払とタル代価/半額』とする改正案'. Below this is a question: '【反証のための設例その1】「ふむ。では具体的な例によりあなたの改正案の妥当性を検討してみましょう。」' and an answer: '「まずは、本設問の事例にああなたの改正案を適用した場合を考えてみます。AはBに対して、どんな請求ができると考えられますか。」'. The answer section is titled '回答' and contains two bullet points: '■ 回答4-1an1-1-1a 「まず、150万円を支払ってトラクターの返還請求ができます。その他の請求としては、使用利益の請求をすることが一応考えられます。しかし、AがBに対して物の返還を請求した場合とそうでない場合との均衡を図るという観点からこのような請求はできないと考えます。」' and '■ 回答4-1an1-1-1an 「まず、300万円を支払ってトラクターの返還請求ができます。その他の請求としては、使用利益の請求をすることが一応考えられます。しかし、AがBに対して物の返還を請求した場合とそうでない場合との均衡を図るという観点からこのような請求はできないと考えます。」'.

The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer window with the address bar displaying <http://as2sics.titech.ac.jp/Less2/Lectures/tractor/4.html/4.1an1.1.html/4.1an1.1.2.html/4.1an1.1.3.html>. The page content includes a sidebar with a tree view of lesson topics, a main heading '質問4-1an1-1-3', a sub-heading '盗品トラクター返還請求事件', and a paragraph of text: '第194条『占有者か払とタル代価』との文言を、『占有者か払とタル代価/半額』とする改正案'. Below this is a question: '【反証のための設例その1】' and an answer: '「そのように考えると、Bは使用利益分の価値(月あたり22万円相当に及ぶ)を手中に取ると同時に、150万円の支払いを受けることになりますね。では、この結論は妥当と言えますか。」'. The answer section is titled '回答' and contains one bullet point: '■ 回答4-1an1-1-3a 「はい、使用利益はBの占有に基づきますのでBが得て当然です。この150万円という値段はトラクターの市場価値と等しいので、Aは市場価値と等しい金額を支払ってトラクターを取り戻すことになりますから、損失を被ってはいません。他方でBは、150万円の市場価値のあるトラクターを150万円と引き換えに十分なことになるのですから、やはり損失を被ったとはいえません。従って、A・B共に平等な利益を得ますので、妥当な結論と言えると思います。」(反証されず)'. The browser's taskbar shows multiple instances of the 'New LESS - 質問4-1...' window.

【画面18】具体的な事例に当てはめた結果、当事者(本問の事例では盗犯被害者と占有者)間に不公平が生じなければ、その事例については妥当な結論を導いたといえる。

【画面19】しかし、改正案は全ての事例について妥当な結論を導くものでなければならない。

そこで、新たな事例を示して、再度反証推論を行わせ、改正案の妥当性を検証させる。



【画面20】当事者間に不公平な結論が生じてしまったら、妥当な改正案とはいえない。

このことを、学生自身が反証推論を行うことで確認させる

【画面21】反証されてしまった改正案は、捨てなければならない。学生は、自分が考案した改正案の弱点を吟味し、より優れた改正案を考案することになる。このプロセスにより、学生の創造的な思考能力が鍛えられることになる。

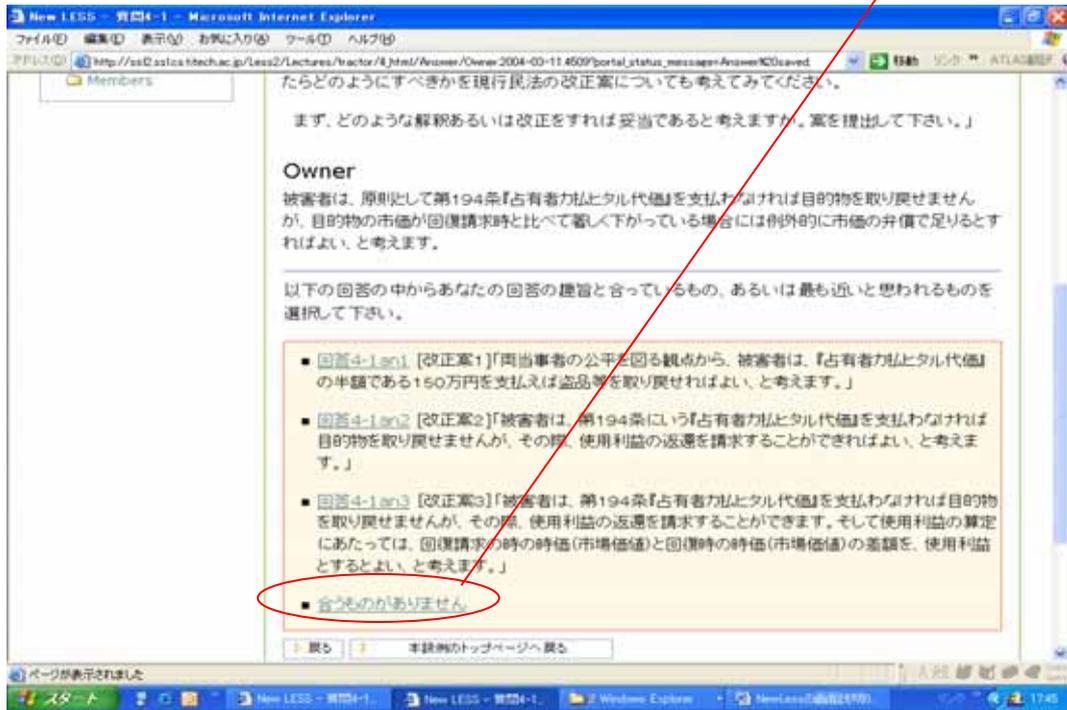


【画面22】(設問5)そして、最後にやはり応用問題として、学生の改正案が施行された場合に、その改正が社会・経済にどのような影響を及ぼすか、を「法と経済学」の観点から考察させる。

## 2. 学生の回答を取り入れた、新たな問答の生成

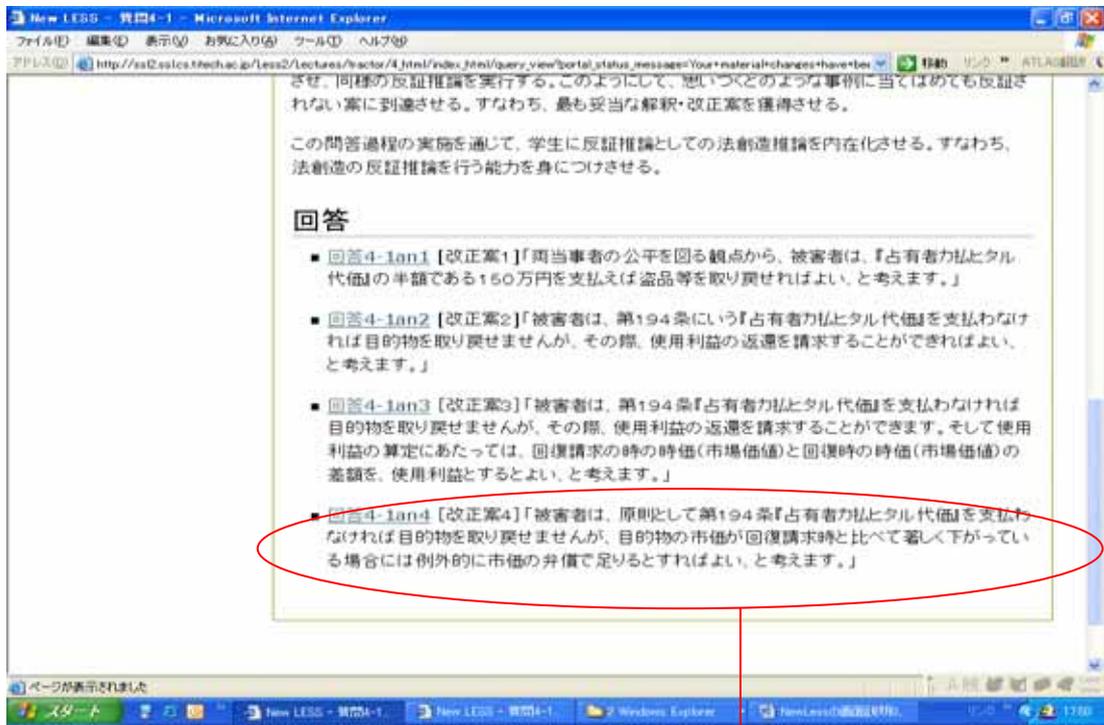
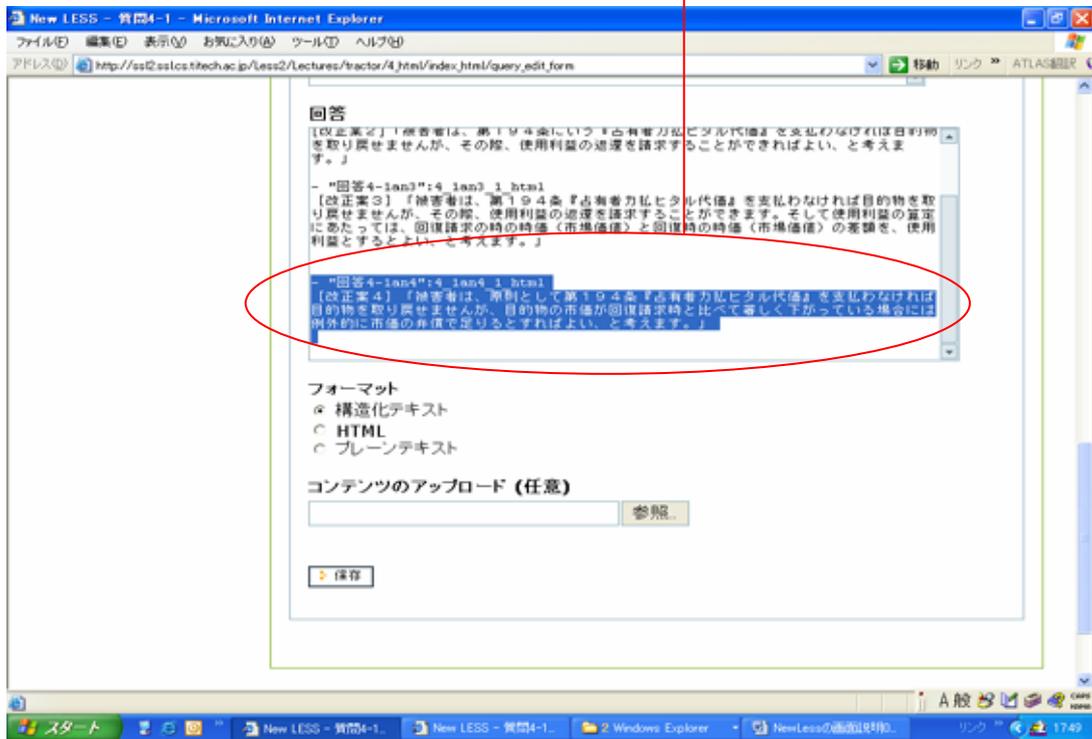
【画面23】学生のアイデアによる改正案を考案させた場合に（前出画面15参照）、教師の想定していなかったアイデアを含んだ改正案が回答として提出されることがある。

画面上の選択肢に、学生の回答と近いものはない。こういった場合、学生は「合うものがない」という選択肢をクリックし、新たに回答を考案しなければならない。



【画面24】新たに回答を考案

【画面25】しかし、学生の提出した回答はシステムに記録として残る。したがって、教師はこの回答を吟味し、有意義なアイデアを含んでいると判断した場合は設問を編集して選択肢に加えることができる。



【画面26】編集後の画面。選択肢が追加されている。このように、学生の回答を取り込むことで問答集をさらに質の高いものにブラッシュアップしていくことが可能である。

ここで紹介されたシステムは、本年度(2003年度)の明治学院大学法学部における「民法総合演習」において試験的に利用された。この授業科目は、法科大学院の教育方法も視野に入れて、複数の教師によって担当する、プロブレムメソッドとソクラティックメソッドを試みる民法法の演習科目であった。私は、自分の担当分の一部において、本システムを用いて「盗品トラクター返還請求事例」の演習を7人の学生に対して一コマ(90分)分を行った。諸般の事情から学生にシステムを用いて予習させることができなかつたし、この事例を用いた授業は90分一コマのみであったので、用意した論点をすべて扱うことはできず、残った論点は宿題として、学生自身が授業時間外の任意の時間に大学または自宅で自らシステムを用いて学習するように指示し、そしてシステムを用いた学習の率直な感想を電子メールで提出するように依頼した。

4人の学生がシステムを用いて実際に学習し、自分自身の回答を入力してくれた。また感想を送ってくれた。学生の感想を読むと、「システムの指示に従って回答を入力していくことを通じて、自分の頭でよく考えることができた」、「問題の考え方がよくわかった。」、「すばらしいシステムでもっと一般的に利用できるようにして欲しい。」などシステムが好評であることがわかった。(但し、レポートの一つとして感想文を求めたので、あまり悪口はかけなかったのかもしれないので、割り引いて評価しなければならぬかもしれない。)

また学生が自ら回答として入力したものはシステムに記録されているが、それを見ると、中には、ユニークなものもあり、考えさせられたり、後のシステム改訂に回答候補として取り入れて、システムの改善に役立ったものもある。

以上により、試験的に用いた本ソクラティックメソッド支援システムはまだ開発中のプロトタイプであるが、この段階でも法学教育に役立つこと、開発が完了した暁には、一層の活用が期待できるということが言えると思う。また授業で、あるいは自習環境で、利用すればするほど、問答集のコンテンツが改良され、よりよい教育効果を上げていくであろうことを推測することができる。

最後に付言しておきたいのは、本システムは問と答の組み合わせを体系的に整理して入力し搭載しうるため、単にソクラティックメソッドの支援ばかりでなく、ディスカッションメソッドの支援にも利用することができるということである。また問答機能を利用して、模擬裁判の準備にこれを用いることができる。われわれは、ウィーンで開催される国際動産取引の模擬仲裁裁判のコンペティションの口頭弁論の準備にこのシステムを利用すべくコンテンツの作成を行っているところである。

## 7. むすび

本報告で、私は、ソクラティックメソッドとは何かを明らかにし、その法学教育における意義を示した。そして法創造とは何かを明らかにし、法創造教育の重要な要素の一つがソクラティックメソッドによる反証推論の実施であることを示した。またソクラティックメソッドにITを活用できる局面として、事例および問答集の準備とソクラティックメソッドのシミュレーションとがあることを明らかにした。そしてソクラティックメソッドによる法創造教育を支援するソクラティックメソッド支援システムの概念および機能設計を示した。そしてそれに基づいて、作成されたソクラティックメソッド支援システムの概要を示し、仮説問題事例における問答をインストールした

事例によって実現されたシステムの機能を紹介した。法創造教育に特化した局面としては、法改正案の創設に関する仮説反証推論のシステムによるシミュレーションの事例を紹介した。

開発中のプロトタイプの試験的利用の経験からしても、前章の最後で述べたように、ソクラテックメソッド支援システムの有用性は自信を持って言える。また授業や自習での利用を通じて、問答集の内容がより豊かによりよく発展していき、将来は一層有用なものとなることが期待できる。本システムが法学教育における法的思考の訓練に一定の役割演じることは確認できるとしても、法創造教育支援の観点からどれだけ効果的であるかについては、まだ評価分析を行っていない。また問答を準備するに際して、法創造教育のための戦略が何であるか、あるいは、例えばCollins & Albert<sup>9</sup>の提案するような戦略を、具体的事例の問答集作成にどのような取り入れていったらよいかについては、まだ十分な検討が行われていない。今後の課題として取り組んでいきたい。

## <参考文献>

- [1] 吉野一「法科大学院の教育方法 - 創造的  
法律家の育成に向けて」『自由と正義』52 巻 5 号、  
69 頁 - 71 頁
- [2] Allan Collins and Albert L. Stevens, Goals  
and Strategies of Inquiry Teachers, in Robert  
Glaser (ed.) *Advances in Instructional  
Psychology*, Vol.2, Hillsdale, NJ: Lawrence  
Erlbaum Associates, pp.65-119 (1982).
- [3] Karl R. Popper, *The Logic of Scientific  
Discovery*, London 1959, 3ed. 1962, p. 30ff.
- [4] 吉野一「正義と論理 正義推論における演繹  
的方法の役割」『正義 - 法哲学年報 1974 年』  
(有斐閣)、1975 年、38 頁以下。
- [5] 吉野一「法的決定に至る推論の論理構造」  
『慶応義塾創立 125 年記念論文集・慶応法学会  
法律学関係』、1983 年、3 頁以下。
- [6] Hajime Yoshino, “Logische Structure der  
juristischen Entscheidung”, Aarnio, Niiniluoto,  
Uusitalo(Hrsg.),,
- [7] Hajime Yoshino, “The Logical Structure of  
Argumentation in juridical Decisions”, 『法学研  
究 法学部創立三十周年記念論文集(63 明治  
学院論叢 590 号)』1997 年 3 月, 1-26 頁

---

<sup>9</sup> Allan Collins and Albert L. Stevens, *op. cit.*,